平成２９年（フ）第１５２号
茨城県土浦市荒川沖西２丁目３番10号、前住所千葉県鴨川市太尾370番地１　太尾ハイツＢ棟205号室
債務者　雪畑　竜介
１　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７５号
茨城県つくば市上ノ室629番地１　サンパティーク201号、前住所茨城県つくば市千現１丁目14番地８　カンフォーラ千現Ⅲ101号
債務者　仙波由香理（旧姓野村）
１　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１２号
茨城県龍ケ崎市白羽２丁目16番地14　オレンジハイツ池田102号室、前住所茨城県龍ケ崎市白羽３丁目６番地14　Ｎ・Ｇｒａｃｅ101号室
債務者　黒澤　妙香
１　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２１号
岐阜市則武西１丁目16番15号 (1)
債務者　りらく岐阜長良店こと　後藤　千秋
１　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９６７号
神戸市長田区上池田１丁目２番22号
債務者　福田ミサヲ
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９６号
神戸市東灘区西岡本２丁目25番１―709号
債務者　猪口　知里
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３８号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３　２番館712号
債務者　高岡みどり（旧姓矢木）
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４０号
神戸市東灘区魚崎北町２丁目１番26号　松田ビル31号
債務者　藪林　宏一
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地66棟1106号
債務者　岩口　初美
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０号
神戸市東灘区青木２丁目16番20―203号
債務者　横山　浩士
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目118番地の３園田大松ハイツ406
債務者　稲嶺　良一
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９８１号
広島市南区仁保新町２丁目６番８―301号
債務者　越智　弥美（旧姓川北）
１　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８号
広島市佐伯区河内南２丁目48番11号
債務者　奥原　　梓（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０号
広島県廿日市市住吉１丁目11番13号
債務者　中川由美子
１　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５０号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1719番地１菊池団地３―404
債務者　柳　　邦利
１　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２６号
長崎県長崎市つつじが丘３丁目11番19号ヌーベルヴァーグ１―Ａ、旧住所長崎県長崎市岡町９番７号　パルクハウス601
債務者　藤田　祐介
１　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係